

第二回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第二号

昭和二十三年六月十七日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○警察官等職務執行法案(内閣送付)

午前十四時四十五分開会

○委員長(吉川末次郎君) 只今から連合委員会を開きます。警察官等職務執行法案について政府より提案の理由を御説明願います。

○政府委員(警視總監) 今回政府より提出いたしました警察官等職務執行法案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知の通り、新警察法には、警察官及び警察吏員の職務執行上の権限や責任に関する規定は全くこれを包含していないのであります。従来は行政執行法及び行政警察規則において、警察官の職務執行の心得や、権限、責任等を規定いたしておつたのであります。その形式も内容もいささか新警察法の精神にふさわしくないものがありますので、先般御審議の結果行政執行法は廢止せられたわけでありまして、このために警察官等の行方保護や犯罪防止のための立入りや、緊急の場合における已むを得ざる措置について新たに法的の根拠を設ける必要が生ずるに至つたのであります。その他警察官による緊急避難の処置や、犯罪の予防、制止の権能や、武器使用の権限などにつきましては、從來明確な規定がなかつたのであります。この際人権を尊重する全く新しい見地から必要な最少数の事項を具体的に規定した方が新憲

法の精神に副い、又民衆や警察にとつても好ましいと考えましたので、これらの事項を一括してこの法律を立案したわけでありました。

次にこの法案の内容について御説明申し上げます。この法案は本則八ヶ條及び附則から成つておりました。第一條はこの法律の目的を述べ、警察官等が警察法に規定された職務を忠実に執行するに努め、その職務を執行するに必要とする手段は右の目的のためにのみ用いられることを規定いたし、苟くも濫用するようないことをいふに戒めております。次に第二條は犯罪の予防又は捜査上必要な質問をすることができ、これを定めたものであります。第三條は、緊急の救護を必要とする者があつた場合、これに對して適當な保護を加えることを規定したものであります。第四條は、天災、事変、交通事故、火災、爆発、極端な難路等の際、著しく秩序が乱れて、人の生命、身体、財産に危害の及ぶ虞のあるときは警察官等の本務から考え、これらの場所を居合せた者や関係者に警告したり、必要なときは、これらの人々を避難させたり、又は眞に已むを得ないときは、みづから必要な措置をすることができ、これを規定しました。第五條は、人が無意識に又はみづから意識して罪となるようなことをしようとしているとき、これに警告して、その行為をやめさせたり、それが著しく危険緊急を要するときは、その行為を制止することができ、これを定めております。第六條は、前の第四條、第五條の

ような場合に、そのことの行なわれ又はこれに關係のある土地、建物、船等に立入ること、人の多数集まる公開された場所において犯罪が行われたり、生命、財に危険が起ることを予防するために、それらの場所に立入ることを規定しております。第七條は、武器使用の規定でありまして、犯人の逮捕、逃走防止、正当防衛、緊急避難等の場合に限り、必要限度で武器を使用することができ、その場合でも特に重大な犯罪を取扱う場合或いは他に全く手段がない場合のほか、他人の身体に危害を與えてはならないと定められております。

以上がこの法律案の概要であります。何卒御審議の程を御願いたしします。

○委員長(吉川末次郎君) これより同案に対する質疑を行います。速記を止めて。

午前十時五十分速記中止

午後零時二十四分速記開始

○委員長(吉川末次郎君) 速記開始を始めて……本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

出席者は左の通り。

治安及び地方制度委員

委員長

理事

吉川末次郎君
中井 光政君
鈴木 直人君

委員

司法委員

委員

羽生 三七君
村尾 重雄君
岡田喜久治君
黒川 武雄君
岡本 愛祐君
小野 哲君
柏木 庫治君
伊藤 修君

大野 幸一君
中村 正雄君
水久保基作君
鬼丸 義賢君
前之園喜一郎君
宇都宮 登君
松井 道夫君
松村眞一郎君
西田 天香君

政府委員

國家地方警
察本部長官
國家地方警
察本部長官
齊藤 昇君
齊藤 増己君

昭和二十三年八月十一日印刷

昭和二十三年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局